



8月の子ども・子育て支援
円卓会議

国分寺子育て支援事業者連絡協議会と市の協働開催です。

☎ 8月3日(火)午前10時～11時

場 福祉センター・オンライン

(Web会議ツール使用)

対 子どもに関する活動を市内で行っている個人・団体

申 事前に ☎ kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

または電話で子育て相談室へ

↓ 子育て相談室 ☎ 042・572・8138

公開

● 農業委員会総会

☎ 7月20日(火)午前9時30分

場 丁A東京むさし国分寺支店

↓ 農業委員会事務局(内394)

● 教育委員会定例会
☎ 7月20日(火)午前9時30分
場 ひかりプラザ
↓ 教育総務課 ☎ 042・574・4040

● 図書館運営協議会
☎ 7月21日(水)午前10時～正午
場 ひかりプラザ
内 教育委員会諮問「新しい生活様式に対応した図書館のサービスのあり方について」
↓ 本多図書館 ☎ 042・324・2022

● 政治倫理審査会
☎ 7月27日(火)午後3時
場 市役所書庫棟会議室
内 市長・副市長・教育長・市議会議員から提出された資産等報告書の審査に関して
↓ 政策法務課(内443)

● 建築審査会
☎ 7月29日(木)午後2時30分
場 市役所第3庁舎4階402会議室
注 一部非公開
↓ 建築指導課(内480)

● 選挙管理委員会定例会
☎ 8月3日(火)午前9時30分
場 市役所プレハブ会議室第1
↓ 選挙管理委員会事務局(内367)

● 介護保険運営協議会
☎ 8月3日(火)午後7時
場 市役所第3庁舎4階402会議室
注 一部非公開
↓ 介護保険課(内521)

場 いずみプラザ
内 令和2年度事業決算報告ほか
↓ 高齢福祉課 ☎ 042・321・1301

● 地域包括支援センター運営協議会
☎ 8月6日(金)午後2時～3時30分
場 リオンホール(cocobunji:WEST 5階)
内 地域包括支援センターの運営に関してほか
↓ 高齢福祉課 ☎ 042・321・1301

● 障害者施策推進協議会
☎ 8月18日(水)午後6時30分
場 市役所第1庁舎3階第一・二委員会室
内 障害者計画に関してほか
注 手話通訳・要約筆記の希望者は8月6日(金)までに ☎ 042・324・6831で障害福祉課へ
↓ 障害福祉課(内521)

ほっ！とできる場 認知症の人を支える 家族懇談会

事前に電話で高齢福祉課へご連絡ください。

☎ 8月2日(月)午後1時30分～4時
場 いずみプラザ※当日直接会場へ
対 認知症の人を介護している方、介護を経験した方
¥ 無料

→ 高齢福祉課 ☎ (042) 321-1301

国民健康保険税の 納税通知書を郵送

→ 保険年金課 (内314)

令和3年度の国民健康保険(国保)税納税通知書を7月15日(木)に世帯主へ郵送します。納付回数は8回(7月・8月・9月・10月・11月・12月・令和4年1月・2月)です。納期内の納付にご協力をお願いします。

国保税納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。また、金融機関窓口での納付のほか、バーコード・確認番号などが付いている納付書はコンビニエンスストア・スマートフォン決済アプリ(モバイルレジ・PayPay)・クレジットカード(インターネット利用)でも納付できますので、ご利用ください(納期限まで)。

社会保険など、国保以外の保険に加入した場合は脱退の手続きが必要です。脱退手続きは郵送でもできます。詳しくは市HP ☎ 検索1001028をご覧ください。保険年金課へお問い合わせください。

年金からの特別徴収

65歳以上で次の要件をすべて満たす世帯主は、国保税が年金天引き(特別徴収)になります。口座振替を選択することもできます。希望する方は保険年金課へお問い合わせください。

要件

- 年金の年額が18万円以上
- 1回当たりの国保税と介護保険料の年金天引き(特別徴収)の合計額が、1回当たりの年金額の2分の1以下
- 世帯の国保加入者が全員65歳以上※年度途中で世帯主が75歳になる場合は年金天引きの対象になりません



職を失われた方の軽減制度 (非自発的失業(離職)者軽減)

対 次のすべてを満たす方

○ 離職時に65歳未満の方

○ 雇用保険受給資格者証(*1)をお持ちで、離職理由コードが右表の方

(*1) 雇用保険の手続きを行う際、ハローワークで発行

軽減割合 前年の給与所得を30/100にして算定

軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

申 雇用保険受給資格者証の原本と国保証をお持ちのうえ、保険年金課(市役所第1庁舎)へ

11	12	21	特定受給資格者
22	31	32	
23	33	34	特定理由離職者

令和3年度からの国保税を改定しました

改定内容軽減基準額を変更

均等割額	令和2年度	3年度
7割軽減	世帯の所得の合計が、33万円を超えない世帯	世帯の所得の合計が、43万円+〔給与所得者等(*2)の数-1〕×10万円を超えない世帯
5割軽減	世帯の所得の合計が、33万円+(28万5千円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、43万円+〔給与所得者等(*2)の数-1〕×10万円+28.5万円×被保険者数を超えない世帯
2割軽減	世帯の所得の合計が、33万円+(52万円×被保険者数)を超えない世帯	世帯の所得の合計が、43万円+〔給与所得者等(*2)の数-1〕×10万円+52万円×被保険者数を超えない世帯

(*2) 一定の給与所得者(給与収入550,001円以上。給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まない)または、公的年金等の収入金額が、60歳未満は600,001円以上、65歳以上は1,100,001円以上の方(ただし、65歳以上は公的年金等に係る特別控除(15万円)後は1,250,000円以上)

国保税減免制度

災害や生活困窮等で国保税の納付が著しく困難な場合は、減免制度があります。減免の可否に関して、災害の場合は災証明書で、生活困窮等の場合は収入・貯蓄などを確認のうえ、生活保護法の保護基準に準じて判定します。

注 各納期限までに保険年金課へ申し出てください